

令和 8年8月28日
経営支援課
内 線:4457
外 線:225-1525
担 当 者:枝久保

令和 8 年 8 月 2 7 日からの大雨に伴う災害に関する 被災中小企業・小規模事業者への特別相談窓口の設置等 について

県内 4 市町（羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町）に災害救助法が適用されたことに伴い、本日、経済産業省が、被災事業者への支援措置及び県内の各関係機関に特別相談窓口の設置を決定しました。

県においても、経営支援課に特別相談窓口を設置します。

<特別相談窓口の設置（8月28日～）>

○商工労働部経営支援課

- ・連絡先 076-225-1525
- ・対応日時 9:00～17:00（平日）
- ※8月29日（土）、30日（日）も対応

○石川県内の各関係機関

各商工会議所、商工会連合会及び各商工会、石川県中小企業団体中央会、
石川県信用保証協会、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、
石川県産業創出支援機構（石川県よろず支援拠点）、中小機構北陸本部 等
※各窓口によって対応日時は異なる

<国の被災中小企業・小規模事業者への支援措置>

- ①日本政策金融公庫等の災害復旧貸付等の実施
- ②信用保証協会によるセーフティネット保証4号の適用
- ③既往債務の返済条件緩和等の対応
- ④小規模企業共済災害時貸付の適用

国の被災中小企業・小規模事業者への支援措置



- ・令和8年8月27日からの大雨に伴う災害に関して、石川県4市町に災害救助法が適用されたことを踏まえた被災中小企業・小規模事業者への支援措置。 <災害救助法適用地域> 羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町

①災害復旧貸付の実施

日本政策金融公庫

金利 ※貸付期間5年の場合	・ 中小企業事業：2.75% ・ 国民生活事業：2.70% (令和8年8月3日時点)
貸付限度額	・ 中小企業事業：別枠で1億5,000万円 ・ 国民生活事業：各貸付制度の限度額に上乗せ3,000万円

②セーフティネット保証4号の適用

- 保証割合：100%保証 ■ 保証限度額：無担保8,000万円、普通2億円（一般保証とは別枠）

※近日中に官報にて地域の指定を告示する予定ですが、セーフティネット保証4号の事前相談を開始します。

③既往債務の返済条件緩和等への柔軟な対応の要請

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などへの柔軟な対応について要請。

④小規模企業共済災害時貸付の適用

- 貸付限度額：原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額
■ 貸付利率：年0.9%（令和8年8月24日時点） ■ 貸付期間：貸付金額500万円以下は36ヵ月、505万円以上は60ヵ月

※①・③は、災害救助法の適用を受けた4市町がある**石川県が対象**。②・④は、災害救助法の適用を受けた**4市町が対象**。